

# 五所川原市議会基本条例（案）

## 目 次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第5条）

第3章 議会と市民との関係（第6条―8条）

第4章 議会と市長等との関係（第9条―第13条）

第5章 委員会の活動（第14条）

第6章 政務活動費（第15条）

第7章 議会及び議会事務局の機能の充実（第16条―第19条）

第8章 議員の身分及び待遇（第20条―第21条）

第9章 検証及び改善（第22条）

附則

市民が選挙で選ぶ議員で構成する五所川原市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の特性を生かし、同じく市民が選挙で選ぶ五所川原市長（以下「市長」という。）と緊張関係を保ちながら、市民参加の下で、日本国憲法に定める地方自治の本旨に責任を負い、権限を有している。

議会は、市民憲章の理念の下、自らの創意工夫と市民の参画と協働により、不撓不屈の精神を受け継ぎ、共に支えあい開かれた平和なまち五所川原市を目指す。

そのために、市民を代表する議事機関である議会は、市民に開かれ、市民が参加する議会のあるべき姿を定め、議員同士が自由かつ達な議論を重ね、その中から論点や課題を明らかにするとともに、意見を集約していく必要がある。

そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を推進するために、その執行を監視し、さらには、政策提言及び政策立案を積極的に行わなければならない。

ここに、議会は、地方自治の本旨に基づいて、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。

- （1）常に公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。
- （2）市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視し、政策提言及び政策立案に努めること。
- （3）市民の多様な意見を的確に把握することに努め、議員相互の討議を十分に尽くして、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (2) 議会の構成員として、市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質を高める不断の研さんに努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。

(会派)

第4条 議員は、同一理念を共有する他の議員と議会活動を行うための会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策決定、政策提言及び政策立案等に際して、会派相互で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第5条 議員は、市民の負託に応えるため、倫理観の向上に努めるものとする。

### 第3章 議会と市民との関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、幅広く様々な意見を聴取するとともに、その意見を政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。

(議会報告会の開催)

第7条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することについては、別に定める。

(議長と副議長の選出)

第8条 議会は、議長及び副議長を選出するにあたり、公正性及び透明性を図るため、それぞれの職を志願する議員に対し、所信表明の機会を設けるものとする。

### 第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第9条 議会は、市長等と対等な立場で緊張関係を保持しながら、市政運営状況を監視し、及び評価するとともに、市政運営に関して政策提言及び政策立案を行うなど政策水準の向上に努めるものとする。

(適正な議会費の確保)

第10条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

（市長等による政策形成過程の説明）

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等について、議会審議における論点を整理し、その政策等の水準を高めるため、政策等の形成過程の説明を市長に求めることができる。

（予算及び決算における説明）

第13条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めることができる。

## 第5章 委員会の活動

（委員会の活動）

第14条 委員会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、所管に係る議案等を審査するとともに、市政の諸問題について調査検討をし、政策提言及び政策立案に努めるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、委員会に関する事項については、別に定める。

## 第6章 政務活動費

（政務活動費の執行及び公開）

第15条 議員は、政務活動費が政策提言又は政策立案を行うための調査及び研究に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行しなければならない。

2 議長は、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿を積極的に公表しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、政務活動費の交付に関する事項については、別に定める。

## 第7章 議会及び議会事務局の機能の充実

（議員研修の充実強化）

第16条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上、並びに先進事例等の調査研究のため、議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第17条 議会は、議会の機能の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、議会事務局の体制整備に関する事項については、議長が別に定める。

（議会図書室の整備）

第18条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、議会図書室の整備に関する事項については、議長が別に定める。

（議会に関する広報の充実）

第19条 議会は、ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため、議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

## 第8章 議員の身分及び待遇

### (議員定数)

第20条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改定に当たっては、行財政改革の視点に加え、市政の現状と課題及び将来の展望、並びに他自治体の状況等を十分に勘案し、決定するものとする。

### (議員報酬)

第21条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点に加え、市政の現状と課題及び将来の展望、並びに他自治体の状況等を十分に勘案し、決定するものとする。

## 第9章 検証及び改善

### (検証及び改善)

第22条 議会は、必要に応じて、本条例の目的が達成されているか検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、改善が必要と認める場合は、適切な措置を講じるものとする。

### 附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。